

平成 30 年 司法書士本試験

本試験<詳細>分析会

講師レジュメ

辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA

講師レジュメ①・午前択一

辰巳専任講師 松本 雅典 講師

1 形式

1. 組合せ問題・単純正誤問題・個数問題

		憲法	民法	刑法	会社法 (商法) *	合計
組合せ	H30	2	18	3	8	31
	H29	1	20	3	6	30
	H28	3	16	3	6	28
	H27	2	18	3	9	32
	H26	2	15	3	9	29
単純 正誤	H30	1	2		1	4
	H29	1			3	4
	H28		4		1	5
	H27	1				1
	H26	1				1
個数	H30					0
	H29	1				1
	H28				2	2
	H27		2			2
	H26		5			5

*会社法（商法）は、平成18年度～平成27年度は、平成21年度第27問（単純正誤問題）を除き、組合せ問題のみだったが、平成28年度から単純正誤問題・個数問題が出題されるようになった。

2. 知識問題・学説問題

		憲法	民法	刑法	会社法 (商法)	合計
知識	H30	3	20	3	9	35
	H29	3	20	3	9	35
	H28	3	20	3	9	35
	H27	3	20	3	9	35
	H26	3	19	3	8	33
学説	H30					0
	H29	(2) *				(2)
	H28					0
	H27					0
	H26		1		1	2

*平成 29 年度は肢レベルで学説問題が出題（第 2 問・ウ，第 3 問・エ・オ）。かつての刑法の出題形式。

2 平成 30 年度本試験午前択一（肢別分析表）

※「正答率」は、辰巳法律研究所の Web 択一再現（7月5日〔木〕時点）に基づくもの

※「Rank」分け

- ・ A：70%以上
- ・ B：70%未満～40%以上
- ・ C：40%未満

		憲法	民法	刑法	会社法 (商法)	合計
H30 基準点：?問	A	3	13	2	3	21
	B		7	1	4	12
	C				2	2
H29 基準点：25問	A		14	2	5	21
	B	1	6	1	3	11
	C	2			1	3
H28 基準点：25問	A	1	15	2	2	20
	B	2	3	1	3	9
	C		2		4	6
H27 基準点：30問	A	3	18	3	6	30
	B		2		2	4
	C				1	1

※「T」はテキストまたは過去問にある肢です。テキストのページ数は、平成30年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座の『リアリスティック民法』『リアリスティック不動産登記法』『Realistic Text』のもの。過去問は、基本的に辰巳法律研究所の『択一過去問本』（平成の過去問・昭和の一部の過去問）のうち、松本が不要であると判断したものを除いたもの。

※「X」のマークをつけている問題：過去問の知識では正解にたどり着くことができない問題（2択や3択までいくものも含む）

※「XX」のマークをつけている問題：テキストおよび過去問の知識でも正解にたどり着くことができない問題（2択や3択までいくものも含む）

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第1問 ㊦× ㊧×	ア	72.9%	A			
	イ			T	P66	
	ウ			T	追加問題集 第6問・ア	
	エ					
	オ			T	P25	
第2問 ㊧×	ア	87.8%	A			
	イ			T	P29	22-1-B
	ウ					
	エ			T	P30	
	オ					
第3問 ㊦× ㊧×	ア	72.9%	A	T	P184	27-3-㊦
	イ					
	ウ					
	エ					
	オ			T	P185	(24-3)
第4問	ア	91.8%	A	T	I・P205	27-4-ア, 23-4-イ, 5-8-5 2-14-ア, 63-1-5, 57-2-4
	イ			T	I・P209	23-4-ウ, 4-7-エ
	ウ			T	I・P142	18-6-ウ, 3-8-ウ 27-7-ア, 10-4-ウ, 6-16-5 3-8-ウ
	エ			T	I・P129	
	オ			T	I・P112	2-5-5
第5問	ア	74.9%	A	T	I・P159	
	イ			T	I・P167	19-5-オ, 4-2-オ
	ウ			T	I・P156	11-4-エ
	エ			T	I・P158	22-5-ア, 9-2-エ, 6-4-ア
	オ			T	I・P164	9-2-イ, 5-4-1

第6問	ア	73.7%	A			
	イ			T	Ⅲ・P170	28-6-イ, 4-6-5
	ウ			T	I・P243	21-5-ア
	エ			T	Ⅲ・P339	
	オ			T	Ⅱ・P107	10-3-4 (4-9-1, 2-4-5)
第7問	ア	55.7%	B	T	Ⅱ・P12	26-7-ア, 18-11-エ
	イ					
	ウ			T	Ⅱ・P118	15-10-ア, 14-5-オ, 14-8-ア 9-14-オ, 6-17-ウ, 63-9-5 59-12-3
	エ			T	Ⅱ・P10	24-8-1
	オ			T	Ⅱ・P315	24-15-ア, 21-15-イ
第8問	ア	89.4%	A	T	Ⅱ・P52	25-8-3, 17-9-イ
	イ			T	Ⅱ・P53	25-8-4, 20-11-ア, 5-9-オ
	ウ			T	Ⅱ・P51	9-15-イ (6-7-ア)
	エ			T	Ⅱ・P53	
	オ			T	Ⅱ・P56	20-11-エ, 5-14-イ
第9問 ㊦× ㊧×	1	87.8%	A	T	Ⅱ・P112	24-7-オ, 20-9-エ, 14-6-イ 5-16-エ, 1-8-3, 59-11-1 59-11-3
	2			T	Ⅱ・P114	26-9-ウ, 57-13-4
	3					
	4			T	Ⅱ・P110	5-16-イ
	5					
第10問	ア	91.0%	A	T	Ⅱ・P128	24-9-ウ, 22-18-ウ, 17-10-ア 12-10-オ, 8-10-2, 5-10-エ 4-11-ア
	イ			T	Ⅱ・P129	24-9-オ, 17-10-オ, 8-10-5 1-7-4
	ウ			T	Ⅱ・P137	24-9-イ (7-9-2)
	エ			T	Ⅱ・P125	21-16-イ (19-10-エ) (15-11-オ) 12-10-イ (10-9-ウ) (5-10-ア) (1-7-2)

	オ			T	Ⅱ・P124	(24-9-ア, 19-10-ウ, 15-11-ア 14-8-オ, 10-9-オ, 8-10-1 5-10-ウ, 4-11-ウ)
第11問	ア	91.0%	A	T	Ⅱ・P157	20-12-エ, 2-4-2
	イ			T	Ⅱ・P158	26-10-ア
	ウ			T	Ⅱ・P155	16-10-2
	エ			T	Ⅱ・P153, 154	24-10-オ, 23-12-オ, 21-11-オ 11-10-2
	オ			T	Ⅱ・P158	16-10-5
第12問	ア	80.0%	A	T	Ⅱ・P165	(19-13-8, 9-13-9)
	イ			T	Ⅱ・P162, 165	22-11-オ
	ウ			T	Ⅱ・P165	16-14-ア
	エ			T	Ⅱ・P191	21-11-エ
	オ			T	Ⅱ・P215	63-17-1
第13問 ⑥×	ア	69.0%	B	T	Ⅱ・P176, 173	25-11-ウ, 3-3-1 19-11-ウ, 14-10-エ, 3-10-1
	イ			T	Ⅱ・P178	(25-11-ア, 16-12-イ, 60-22-3 60-22-4)
	ウ			T	Ⅱ・P178	
	エ			T	Ⅱ・P177	
	オ			T	Ⅱ・P175, 174	
第14問	ア	85.5%	A	T	Ⅱ・P233	28-12-ウ, 23-13-ウ
	イ			T	Ⅱ・P3~4	18-8-4
	ウ			T	Ⅱ・P222, 270	13-12-イ, 9-21-イ
	エ				(Ⅱ・P228, 232)	
	オ			T	Ⅱ・P245	19-16-ア, 19-16-イ
第15問	ア	64.2%	B	T	Ⅱ・P327	24-15-エ, 19-12-イ
	イ			T	Ⅱ・P317	23-15-エ
	ウ			T	Ⅱ・P190	23-15-オ
	エ					
	オ			T	Ⅱ・P323	28-15-ウ, 11-19-オ

第16問 ④×	ア	61.6%	B	T	Ⅲ・P45	26-16ア
	イ			T	Ⅲ・P44	
	ウ			T	Ⅲ・P51	
	エ			T	Ⅲ・P52	
	オ			T	Ⅲ・P48	
第17問	ア	43.1%	B	T	Ⅲ・P8	2-3-ウ
	イ			T	Ⅲ・P122	25-17-ア
	ウ			T	Ⅲ・P128	2-3-オ
	エ			T	Ⅲ・P127	
	オ					
第18問	ア	76.9%	A	T	I・P214	
	イ			T	Ⅲ・P183	22-18-ア
	ウ			T	Ⅲ・P217, 218	
	エ			T	Ⅲ・P186	2-7-5
	オ			T	Ⅲ・P212	
第19問 ④×	ア	51.4%	B	T	委任：Ⅲ・P286	16-19-オ, 14-15-オ, 5-7-ウ
					請負：Ⅲ・P279	62-15-2, 57-6-4
	イ			T	委任：Ⅲ・P156	
					請負：Ⅲ・P156	63-7-1
	ウ			T	委任：Ⅲ・P158 (281)	(16-19-エ, 5-7-オ, 57-6-1)
					請負：Ⅲ・P158 (274)	
	エ			T	委任：Ⅲ・P271	
					請負：Ⅲ・P271	
オ	T	委任：I・P159 (Ⅲ・P287)	午後21-15-ウ, 62-15-3			
		請負：	57-6-3			
第20問	ア	87.8%	A	T	Ⅲ・P366	3-23-5
	イ			T	Ⅲ・P366	20-21-オ
	ウ			T	Ⅲ・P366	
	エ			T	I・P187	

	オ			T	Ⅲ・P367	(3-23-2)
第21問	ア	83.9%	A	T	Ⅲ・P390	11-18-ア
	イ			T	Ⅲ・P392	
	ウ			T	Ⅲ・P389	25-21-ウ, 6-22-ア
	エ			T	Cランク判例・先例で帳尻合わせ講座 P18	
	オ			T	Ⅲ・P395	18-22-1, 18-22-3, 12-20-ア 6-22-オ, 5-19-ア
第22問	ア	86.3%	A	T	Ⅲ・P467	
	イ			T	Ⅲ・P469	21-23-ア
	ウ			T	Ⅲ・P470	25-9-エ, 21-23-オ
	エ			T	Ⅲ・P472	17-24-ウ, 15-23-ア, 11-22-ウ
	オ			T	I・P74	7-21-エ
第23問 Ⓢ×	1	48.2%	B	T	不I・P295	
	2					
	3			T	不I・P293	
	4			T	不I・P290	
	5			T	不I・P293	
第24問 Ⓢ×	ア	79.6%	A			
	イ			T	P202	(25-26-ア)
	ウ					
	エ			T	P202	(25-26-オ, 17-26-オ)
	オ			T	P203	
第25問	ア	49.8%	B			
	イ			T	P90	62-26-1
	ウ			T	P90	62-26-2
	エ					
	オ					
第26問 Ⓢ×	ア	85.9%	A	T	民法I P38の書き込み	
	イ			T	P43	
	ウ				(P103)	

	エ			T	P103	14-25-2
	オ					
第27問	ア	47.5%	B			
	イ			T	I・P83	午後4-36-ア
	ウ			T	I・P74	午後27-28-ア, 20-28-ウ 午後19-29-エ, 18-32-イ
	エ			T	I・P62	午後25-29-オ
	オ			T	II・P285	26-27-イ, 24-27-ウ
第28問 ④×	ア	34.1%	C	T	I・P110	1-38-2
	イ					
	ウ					
	エ			T	I・P116	
	オ			T	I・P117	(26-29-ア)
第29問 ④×	ア	56.9%	B	T	I・P261 (267)	
	イ					
	ウ					
	エ			T	I・P269	
	オ			T	I・P277, 278	
第30問	ア	77.3%	A	T	I・P396	
	イ					
	ウ			T	I・P398	14-30-オ, 6-31-エ
	エ			T	I・P398	10-29-1
	オ			T	I・P394	60-36-3
第31問 ④×	ア	67.8%	B	T	I・P430	
	イ			T	I・P431	
	ウ			T	I・P461	午後25-33-エ, 21-29-エ 19-31-オ, 10-34-3
	エ			T	I・P452	10-34-1
	オ			T	I・P440	

第32問	1	92.2%	A	T	Ⅱ・P86, 87	23-27-ア, 14-34-ア
	2			T	Ⅱ・P104	
	3			T	Ⅱ・P99	15-28-3, 7-35-2, 2-40-4 1-39-1
	4			T	Ⅱ・P115	22-32-ウ, 20-35-イ
	5			T	Ⅱ・P101	5-30-ア
第33問 ㊦× ㊧×	ア	81.2%	A	T	Ⅱ・P134	
	イ			T	Ⅱ・P134	26-33-ア
	ウ			T	Ⅱ・P135	
	エ					
	オ					
第34問 ㊦× ㊧×	ア	35.7%	C			
	イ			T	I・P151	
	ウ			T	Ⅱ・P166	
	エ					
	オ					(24-34-エ)
第35問 ㊧×	ア	69.8%	B	T	Ⅱ・P408	63-30-5
	イ			T	Ⅱ・P408	
	ウ			T	Ⅱ・P408	
	エ			T	Ⅱ・P408	
	オ					

3 内容および 2019 年度の対策

1. 各科目の平成 30 年度の内容および 2019 年度の対策

注意

平成 30 年度の傾向のみから 2019 年度の対策を考えず、近年の傾向から考える。

科目	分野	平成 30 年度の内容	2019 年度の対策
憲法	総論	①なし ※28-2で、「主権の概念」というこれまでと違った傾向の出題	①憲法の分類 1. 内容による分類 形式的意味の憲法 : 憲法という名前がついていれば憲法。内容は問わない。 ex. 日本国憲法 固有の意味の憲法 : 国家の統治の基本を定めていれば憲法 ex. 日本国憲法 実質的意味の憲法 : 特定の内容を有すれば憲法。形式は問わない。 立憲的意味の憲法 : 固有の意味の憲法であって、自由主義に基づいていれば憲法 ex. 日本国憲法 2. 形式による分類 成文憲法 : 憲法典の条文の形式による憲法 ex. 日本国憲法 不文憲法 : 憲法典の条文の形式によらない憲法 ex. イギリスの憲法 (権利章典, 国会法など) 3. 改正のしやすさによる分類 硬性憲法 : 憲法改正に特別の手続を要する憲法 ex. 日本国憲法 軟性憲法 : 通常の立法手続と同じ要件で改正できる憲法 ex. イギリスの憲法

	人権	①新しい判例 (第1問・エ)	①判例学習 ・判例の流れを説明した講義またはテキストを利用する(29-1) ・判旨は、22-2および24-1の全肢の正誤を判断できるレベルで学習しておいたほうが安心 ・新しい判例の対策も行う
	統治	①条文問題が4年連続出題されていたが(29-2-イ・エ, 29-3-ア・ウ, 28-3, 27-2, 26-2), 今年度はなし	①条文対策 ・条文の音声学習を行う ・条文知識の思い出し方を考える
	学説問題	①平成29年度に4年ぶりに復活したが(第2問・ウ, 第3問・エ・オ), 今年度はなし	①テキスト掲載の学説の内容, 理由および批判は記憶 ∵憲法の学説問題は, 民法と異なり, 知識がないと正解できないものが多い →それ以外は, (答練・問題集)・模試で問題演習
	空欄補充問題	①憲法が最も多い (第3問)	①空欄補充問題の解き方 ・候補のみを考える ・判断しなくていい空欄もあり得る ・最後のほうまで読まないと絶対にわからないこともある →問題演習が大事
民法	学説問題	①なし ※4年連続(H27~30)	①テキスト掲載の学説の内容, 理由および批判は記憶。ただし, 出題確率は低いので, 絶対に重視はしない。 →過去問で出ている学説問題の肢をすべて記憶する必要はない。過去問で正解できなくても進む。
	総則	①典型論点からの出題 ・無効・取消し(第4問) ・代理(第5問) ・時効(第6問) →平成22年度から総則の出題が3問に減少したため, 「行為能力, 意思表示, 代理, 時効」でも, 出ない論点が1	①これまでどおり

	<p>～2つほどある。近年では、これらのうち時効が最も出ている(H24～30)。</p> <p>②債権法の改正の影響 第4問・エ 第5問・エ 第6問</p> <p>③考えさせられる事例問題が今年度はなし</p>	<p>②債権法の改正を意識した講座またはテキストを利用する →出題予想に使う (ex. 第6問)</p> <p>③総則は、1問は考えさせられる事例問題が出ることが考えられる。特に時効に多い(29-6, 28-6, 26-6, 25-6)。 →過去問・答練・模試で事例問題の練習</p>
物権 総論	<p>①出題数5問に 相隣関係(第9問)以外 は典型論点からの出題 ・物権的請求権(第7問) ・即時取得(第8問) ・共有(第10問) ・地役権(第11問)</p>	<p>①これまでどおり</p>
担保 物権	<p>①出題数4問に ・担保物権の性質(第12問) ・留置権1問(第13問) ・抵当権1問(第14問) ・譲渡担保権(第15問)</p> <p>②抵当権と譲渡担保権 で、未出判例があまり 問われていない</p>	<p>①抵当権・譲渡担保権以外の担保物権はこれまでどおり</p> <p>②抵当権および譲渡担保権は判例知識を増やす 【譲渡担保権の未出判例】 ■譲渡担保とは ①最判平18.2.7 買戻特約付売買契約の形式が採られていても、目的不動産の占有の移転を伴わない契約は、特段の事情のない限り、債権担保の目的で締結されたものと推認され、その性質は譲渡担保契約と解するのが相当である。 ∴判例は、契約の形式にとらわれることなく、担保の実質に</p>

即してどのような担保かを判断しようとする姿勢をとってきている。

■譲渡担保権の法的構成

②最判平5. 2. 26

譲渡担保の目的物が滅失または損傷した場合に、損害保険から得られる被保険利益は、譲渡担保権者と設定者がそれぞれ有する。

∴近時の判例は、譲渡担保の法的構成について「所有権は譲渡担保権者に移転するが、設定者にも一定の物権は残っている」と考えていると解されているので（判例の正確な位置づけを記憶する必要はない）、譲渡担保権者と設定者に被保険利益が認められたと考えられている。

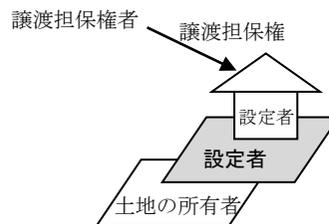
■集合動産譲渡担保の対抗要件

③最判昭62. 11. 10

集合動産譲渡担保の場合、譲渡担保権者は、一度集合動産について対抗要件（占有改定など）を備えれば、流入してきた動産について1つ1つ対抗要件を備える必要はない。

■譲渡担保の効力が及ぶ目的物の範囲

※下記④⑤の判例の事案



④最判昭40. 12. 17

借地（賃借権）上の建物に譲渡担保権を設定する場合、設定者が建物を使用するとき、土地の所有者の承諾は不要である。

∴民法 612 条の賃借権の譲渡または転貸に当たらないからである。抵当権と異なり、譲渡担保権は設定時に占有を担保権者に移転することがあるため、土地の所有者の承諾が必

		<p>要かが問題となる。</p> <p><u>⑤最判平9.7.17 (28-15-エで出題)</u></p> <p>借地（賃借権）上の建物に譲渡担保権を設定する場合、<u>譲渡担保権者が建物を使用するときは、土地の所有者の承諾が必要である。</u></p> <p>∴民法 612 条の賃借権の譲渡または転貸に当たるからである。抵当権と異なり、譲渡担保権は設定時に占有を担保権者に移転することがあるため、土地の所有者の承諾が必要かが問題となる。</p> <p>■受戻権</p> <p><u>⑥最判昭57.1.22</u></p> <p>譲渡担保の設定者の受戻権は、消滅時効にかからない。</p> <p>∴一定の法律関係に当然に伴う権利であるからである。</p>
債権	<p>①典型論点からの出題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詐害行為取消権（第 16 問） ・弁済（第 17 問） ・解除（第 18 問） ・委任・請負（第 19 問） <p>②債権法の改正の影響</p> <p>第 16 問・ウ～オ</p> <p>第 17 問・イ・ウ</p> <p>第 18 問・イ・ウ</p> <p>29-16, 29-17, 29-18</p> <p>28-16, 28-17, 28-18</p>	<p>①これまでどおり</p> <p>②債権法の改正を意識した講座またはテキストを利用する</p> <p>出題予想に使う（ex. 第 18 問）</p>
親族	<p>①複雑な事例問題なし</p> <p>②最新判例の出題（第 21 問・エ）</p>	<p>①複雑な事例問題（ex. 26-20）が苦手な方は、事例問題の対策を少し多めにする</p> <p>②余裕があれば最新判例を押さえる</p> <p>■嫡出推定が及ぶか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・嫡出推定が及ぶ → 嫡出否認の訴えで父子関係を否定

			<p>・ 嫡出推定が及ばない</p> <p>→ 親子関係不存在確認の訴えで父子関係を否定</p> <p>判断基準</p> <p>「婚姻の成立の日から 200 日を経過した後」または「婚姻の解消若しくは取消の日から 300 日以内」に生まれた子でも、妻が夫によって懐胎することが不可能な事実のあるときに嫡出推定が及ばない（『リアリスティック民法Ⅲ』P386（2）（a））。</p> <p><u>①最判平 10. 8. 31</u></p> <p>「夫婦が子の出生する九箇月余りに別居し、夫婦間にはその以前から性交渉がなかったが、夫は、別居開始から子の出生までの間に、妻と性交渉の機会を有したほか、妻となお婚姻関係にあることに基づいて婚姻費用の分担金や出産費用の支払に応ずる調停を成立させたなど判示の事実関係の下においては、嫡出否認の訴えによらずに夫が提起した親子関係不存在確認の訴えは、不適法である。」</p> <p><u>②最判平 12. 3. 14</u></p> <p>「夫と妻との婚姻関係が終了してその家庭が崩壊しているとの事情が存在することの一事をもって、夫が、民法 772 条により嫡出の推定を受ける子に対して、親子関係不存在確認の訴えを提起することは許されない。」</p> <p><u>③最判平 26. 7. 17</u></p> <p>「夫と民法 772 条により嫡出の推定を受ける子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠により明らかであり、かつ、夫と妻が既に離婚して別居し、子が親権者である妻の下で監護されているという事情があっても、親子関係不存在確認の訴えをもって父子関係の存否を争うことはできない。」</p>
--	--	--	--

			<p><u>④最決平 25. 12. 10</u></p> <p>「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 3 条 1 項の規定に基づき男性への性別の取扱いの変更の審判を受けた者の妻が婚姻中に懐胎した子は、民法 772 条の規定により夫の子と推定されるのであり、夫が妻との性的関係の結果もうけた子であり得ないことを理由に実質的に同条の推定を受けないということとはできない。」</p> <p>■生殖補助医療と親子関係</p> <p><u>①最判平 18. 9. 4</u></p> <p>「保存された男性の精子を用いて当該男性の死亡後に行われた人工生殖により女性が懐胎し出産した子と当該男性との間に、法律上の親子関係の形成は認められない。」</p> <p>(理由)</p> <p>「親子関係を認めるか否か、認めるとした場合の要件や効果を定める立法によって解決されるべき問題であるといわなければならない、そのような立法がない以上、死後懐胎子と死亡した父との間の法律上の親子関係の形成は認められないというべきである。」</p> <p><u>②最決平 19. 3. 23</u></p> <p>「女性が自己以外の女性の卵子を用いた生殖補助医療により子を懐胎し出産した場合においても、出生した子の母は、その子を懐胎し出産した女性であり、出生した子とその子を懐胎、出産していない女性との間には、その女性が卵子を提供していたとしても、母子関係の成立は認められない。」</p> <p>(理由)</p> <p>「どのような者の間に実親子関係の成立を認めるかは、その国における身分法秩序の根幹をなす基本原則ないし基本理念にかかわるものであり、実親子関係を定める基準は一義的に明確なものでなければならない、かつ、実親子関係の存否はその基準によって一律に決せられるべきものである。」</p>
相続	①複雑な事例問題・計算問題なし	①複雑な事例問題 (ex. 28-23, 25-22, 24-23) が苦手な方は、事例問題の対策を少し多めにする	

		②相続法の改正を意識した出題（第22問）	②主な相続法の改正項目 <ul style="list-style-type: none"> ・相続と登記 ・遺産分割 ・自筆証書遺言 ・遺言執行者 ・遺留分 ・特別寄与者（新設） ・配偶者居住権（新設） ・配偶者短期居住権（新設）
刑法	出題 論点	①例年どおり出題実績のある論点からの出題 ②予想論点から外れた出題（第25問）	①出題実績のないマニアックな論点は、余裕がない場合は捨てる 【共犯の最新判例】 <u>判例（最決平24.11.6）— 承継的共同正犯（*）に関する判例</u> *承継的共同正犯：ある者が実行行為に着手し、これが終了しない間に、別の者が共同実行の意思をもって、その実行行為に加担すること YらがAらに暴行を加え傷害を負わせた後に、XがYらと共謀加担のうえ、さらにAらに暴行を加え、重い傷害の結果が生じた場合、 <u>Xは、共謀加担前にYらが生じさせた傷害結果については傷害罪の共同正犯としての責任を負わず、共謀加担後の暴行により生じた結果についてのみ傷害罪の共同正犯としての責任を負う。</u> Xの行為は、共謀加担前に生じた傷害結果との間に因果関係がないからである。 cf. 知識を抽象化して、抽象化したものを当てはめられたかが問われることもあるので（28-24・エ・オ，28-25・ウ・エ，27-24-ア・イ・ウ），単に1つ1つの事例を記憶するのではなく、「視点」（特に保護法益からの視点）を意識して判例・裁判例の知識を増やす

	学説 問題	①なし ※14年連続（平成16年度以来なし）	①学説対立をすべて捨てるのは恐いが、過去問で出題された学説（すべてCランク）に絞って、サラッと学習する程度にとどめる
会社法 (商法)	難易 度	①昨年度から難化（第27問、第28問、第33問、第34問）	①基本的な問題を確実に得点することが第一（第29問、第31問、第32問）
	平成 26年 改正	①1/45肢（第34問・イ） ・H29：0/45肢 ・H28：13/45肢 ・H27：1/45肢	①改正点も通常どおり学習
	予備 試験 との 関係	①類似・同一知識の出題 ・第29問・イ ⇨予備商法第18問・ア ・第29問・エ ⇨予備商法第18問・エ ・第30問・ウ ⇨予備商法第22問・ウ ・第31問・ウ ⇨予備商法第21問・2 ・第32問・1 ⇨予備商法第23問・1 ・第32問・4 ⇨予備商法第23問・5 ・29-32・イ ⇨H29予備商法18・ア ・29-32・ウ ⇨H29予備商法23・2 ・28-31 ⇨H28予備商法22	①予備試験の短答問題を解く
	設立	①難化傾向 ②純粋な設立以外の肢が含まれることが多い ・第27問・ア・オ ・28-27-オ	①答練・模試の知識を拾う ②「純粋な設立以外の肢も含まれる」と想定して解く

	<ul style="list-style-type: none"> ・27-27-エ・オ ・26-27-イ・オ ・24-27-ア 	
判例	①第28問・イ, 第30問・ア	①テキスト掲載の判例が少ないなら“少し”判例知識を増やす
学説 問題	①なし ※4年連続 (H27~30)	①これまで出題された会社法の学説問題は, 知識で対応するのは困難なので (26-31, 25-32, 22-31), 特段の対策はしない
商法	①商行為各論からの出題 (第35問) 【商法の構成】 第1編 総則 第2編 商行為 第1章 総則 第2章 売買 第3章 交互計算 第4章 匿名組合 第5章 仲立営業 第6章 問屋営業 第7章 運送取扱営業 第8章 運送営業 第9章 寄託 第3編 海商	①商行為各論まで学習したほうがいい ∵平成21年度以降3/10 (22-35, 23-35) 【商行為各論の未出論点】 第2編 商行為 第3章 交互計算 第4章 匿名組合 第7章 運送取扱営業 第8章 運送営業 第9章 寄託

2. 全肢（少なくとも間違えた問題）とテキスト・過去問を照らし合わせる

3. 「択一再現」を行う（思考過程を書き出す）

4 「できなかった箇所」だけを見ない

「できた箇所」も見る

∴ そうしないと成長しない

- ex1. 直前期に「テキストの読み込み」をやめ、アウトプットをしながらテキストを読んだため、点数が上がった
- ex2. 刑法の苦手意識は克服できた
- ex3. (専業受験生の方) 1日の勉強時間が10時間をきることはなかった
- ex4. (兼業受験生の方) 1日5～6時間勉強できた

松本雅典（本ガイダンス担当講師）

主な担当講座		基礎講座「リアリスティック一発合格松本基礎講座」
著書	一般書	『試験勉強の「壁」を超える 50 の言葉』（自由国民社）
	勉強法	『司法書士 5 ヶ月合格法』（自由国民社）
		『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5 ヶ月合格法』（すばる舎）
	テキスト	『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅰ [総則]』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅱ [物権]』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅲ [債権・親族・相続]』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック不動産登記法Ⅰ』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック不動産登記法Ⅱ』（辰巳法律研究所）
	記述	『司法書士 リアリスティック不動産登記法 記述式』（日本実業出版社）
『司法書士 リアリスティック商業登記法[記述式]解法』（日本実業出版社）		
ネットメディア	All About で連載中 http://allabout.co.jp/gm/gt/2754/	
	クラウドワークス「WoWme（ワオミー）」アンバサダー https://wowme.jp/lp/purchaser/pre_registration	
ブログ	司法書士試験超短期合格法研究ブログ http://sihousyosisisikenn.jp/	
Twitter	松本 雅典（司法書士試験講師） @matumoto_masa https://twitter.com/matumoto_masa	
Facebook	松本 雅典 https://www.facebook.com/masanori.matsumoto.7	

【近日開催・公開講座】

- ・受験経験者こそ基礎からリアリスティックで！（無料・予約不要）

東京本校

7月14日（土）16：30～17：30

松本

- ・本試験詳細分析会（無料・予約要）

大阪（梅田）コンベンションルーム AP 大阪梅田東・Jルーム

（住所：大阪市北区堂山町 3-3 日本生命梅田ビル 5F）

7月15日（日）

13：00～14：00 午前択一 田端先生

14：05～15：05 午後択一 田端先生

15：10～15：55 不動産登記（記述） 松本

16：00～16：45 商業登記（記述） 小玉先生

※事前予約制です（大阪本校 06-6311-0400 までお電話ください）

- ・改正対策のプロが語る！民法の3つの改正（債権法・相続法・成人年齢）の概要と試験への影響（無料・予約不要）

——知らなければ不安が募るだけ→いま知る！——

東京本校

7月14日（土）18：00～19：00

大阪（梅田）コンベンションルーム AP 大阪梅田東・Jルーム

（住所：大阪市北区堂山町 3-3 日本生命梅田ビル 5F）

7月15日（日）17：30～18：30

※大阪は事前予約制です（大阪本校 06-6311-0400 までお電話ください）

- ・山田×松本対談 合格力を高める『検索カトレーニング』とは？（無料・予約不要）
～解答スピードと正答率を高めるための方法論～

東京本校

8月4日（土）18：00～19：00

【MEMO】

講師レジュメ②・午後択一

辰巳専任講師 朝倉 日出男 講師

《午後択一編》

【出題パターン】

	平成 30 年	平成 29 年	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
組み合わせ	35 問	34 問	33 問	29 問	27 問
個数			1 問	3 問	7 問
正誤		1 問	1 問	3 問	
空欄補充					1 問
基準点	?	24 問	24 問	24 問	24 問

- ・予想基準点は 24 問
- ・出題形式面での難化傾向は無し

【ランク】

	民事 訴訟法	民事 保全法	民事 執行法	司法 書士法	供託法	不動産 登記法	商業 登記法
A	2	1	1	1	3	8	3
B	2					6	3
C	1					2	2

※A・・・基本問題（是非得点したい問題）

B・・・実力差が出る問題（合否の差が付く問題）

C・・・平均的なテキスト&過去問でも解答不可（失点しても気にする必要無い問題）

※ ランク付けはあくまで分析結果に基づく理論上のもの

【傾向】

1. 民事訴訟法

第1問：アオ（条文問題）の組み合わせで対処したい

第2問：確認の利益が問われた判例問題

①方法選択の適否，②対象選択の適否，③即時確定の利益

第3問：肢ウが条文の応用，条文読み込み時イメージ付けが大切

第4問：条文対応力

第5問：マイナー論点，得点調整問題

第1問	第2問	第3問	第4問	第5問
B	B	A	A	C

2. 民事保全法

例年通り，基本的な条文問題で構成

過去問，テキストの射程圏内

条文の読み込みも有益である

第6問
A

3. 民事執行法

条文中心の所謂“得点させる”問題

民事執行法は年度によって得点調整に利用される傾向が

高いため，過去問射程圏内か否かの見極めが大切

第7問
A

4. 司法書士法

少し思考力が問われる問題（脚才が少し細かい）

例年，登録・業務・司法書士法人からの出題可能性大

こちらも過去問，テキストで十分対応可能

第8問
A

5. 供託法

過去問に忠実ないわゆる取らせる問題が出題される傾向が高い科目

過去問&テキストで取りこぼさないように（特にマイナー論点）

第9問：肢エが細かいがそれ以外で対応可能

第10問：供託法でのスタンダードな問題

アイは、民法・民事執行法からのアプローチが可能

第11問：ウ及びエの組み合わせで対応可能

第9問	第10問	第11問
A	A	A

6. 不動産登記法

第12問	第13問	第14問	第15問	第16問	第17問	第18問	第19問
A	B	C	A	A	B	B	A

第20問	第21問	第22問	第23問	第24問	第25問	第26問	第27問
A	B	A	C	B	A	B	A

7. 商業登記法

第28問	第29問	第30問	第31問	第32問	第33問	第34問	第35問
A	C	B	A	B	C	B	A

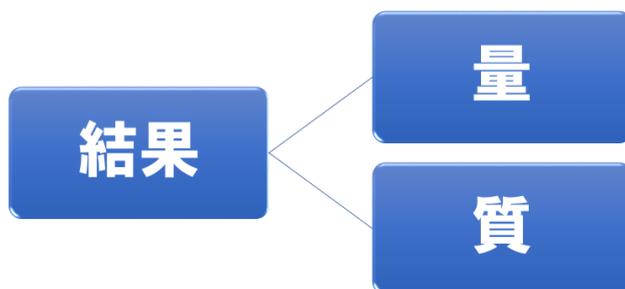
【これからやるべきこと】

徹底した自己分析

PDCA

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）

- ・過去問
 - ・テキスト
 - ・趣旨・理由
 - ・対立概念
-
- ・得点できる・できないは決して頭の良し悪しではない。
「正しい学習法」を確立しているかどうかの差！
 - ・得点に結び付けるとは？



- ・ゴールから逆算して考える。
- ・試験に合格するための勉強に徹する（無自覚のまま学者になって自己満足していないだろうか？）。
- ・基礎を徹底する（出題者のいう取らせる問題を死守するだけで合格する）
- ・手を広げない勇気を持つ！

朝倉日出男

【担当講座】

- ・ ミニマムコンプリート基本講座
（基礎構築 or 基礎再構築，全 90 回）
- ・ 択一で逃げ切る講座
（中上級択一講座，全 34 回）
- ・ 記述で守り切る講座
（中上級記述講座，全 13 回）

【SNS】

- ・ ブログ 「司法書士試験 ライジングサン」
<http://sihousyosisikenrisingsun.blog.jp/>
- ・ Twitter 「朝倉日出男（司法書士試験講師）」
<https://twitter.com/ddgbs103>
- ・ ホームページ「司法書士試験」総合情報サイト
<http://www.minimumrepeatsihousiyosi.com/>

【近日開催無料ガイダンス】

☆ 【分厚いテキストが回しきれない人はAsakura ミニmamレポートで！】

- ・東京本校 7月8日（日）17：00～18：00

☆ 【ミニmamコンプリート基本講座ガイダンス】

～ Asakura ミニmamレポートだからできる！秋開校・基礎から2019年合格！

- ・岡山校 7月21日（土）12：10～13：10
- ・大阪本校 7月22日（日）12：10～13：10
- ・名古屋本校 7月22日（日）16：40～17：40
- ・東京本校 7月29日（日）12：10～13：10

☆ 【択一で逃げ切る講座ガイダンス】

～ テキスト・講義回数がコンパクトなのに効果絶大！択一で60問取る方法！

- ・岡山校 7月21日（土）11：00～12：00
- ・大阪本校 7月22日（日）11：00～12：00
- ・名古屋本校 7月22日（日）15：30～16：30
- ・東京本校 7月29日（日）11：00～12：00

☆ 【過去5年、勝負のキメ肢徹底分析 2019年合格戦略会議】

～ 過去5年分のデータを分析し、無駄の無い効果的な学習法をご提供！

- ・大阪本校 8月12日（日）11：00～12：30
- ・名古屋本校 8月12日（日）16：30～18：00
- ・東京本校 8月18日（土）11：30～13：00

講師レジュメ③・記述式（不登）

辰巳専任講師 司法書士 小玉 真義 講師

第1欄について

登記申請順序の検討

第1欄

(1)

登記の目的		所有権移転
申請事項等	登記原因及びその日付	平成7年4月10日相続
	上記以外の申請事項等	相続人(被相続人甲山司)持分6分の3甲山治子 6分の1甲山一郎 6分の1亡甲山昭子 上記相続人甲山治子 6分の1乙川和子
添付情報		ア.オ.ク.ケ.キ.コ.ウ.エ

(2)

登記の目的		甲山昭子持分全部移転
申請事項等	登記原因及びその日付	平成15年7月15日相続
	上記以外の申請事項等	相続人(被相続人甲山昭子)持分6分の1甲山治子
添付情報		ウ.ク.エ.キ

＜問題文の要約＞

別紙 1(甲土地の登記記録)

甲山司が所有者として登記されている。

事実関係 1～11 及び別紙 3, 4

1. 平成 7 年 4 月 10 日, 甲土地の登記名義人である甲山司が死亡した。

相続人は, 前妻との間の子の甲山一郎, 妻の甲山治子, 子の甲山昭子及び乙川和子である。

2. 1 の相続の登記が未了の間, 平成 15 年 7 月 15 日, 相続人の一人である甲山昭子が死亡した。

相続人は, 直系尊属である母の甲山治子のみである。

本問における数次相続の場合, 中間の相続は, 単独相続ではないので, 順次, 相続の登記を申請することになる。

①甲山司の相続に基づき, 甲山治子, 甲山一郎, 甲山昭子及び乙川和子への相続による所有権移転の登記を申請し, ②次いで, 甲山昭子の相続に基づき, 甲山治子への相続による甲山昭子持分全部移転の登記を申請することになる。

⇒①所有権移転登記→②甲山昭子持分全部移転登記を申請する。

添付情報の検討

1番目(ア, オ, ク, ケ, キ, コ, ウ, エ)

添付情報

① 登記原因証明情報(不登法 61 条, 不登令別表 22 添付情報)

ア・甲山司の法定相続人を特定することができる戸籍の全部事項証明書, 戸籍謄本, 除籍謄本及び改製原戸籍謄本

オ・甲山司の住民票の除票(本籍及び死亡時の住所の記載あり)

② 相続証明情報(不登令 7 条 1 項 5 号イ)

ウ・甲山昭子の法定相続人を特定することができる戸籍の全部事項証明書, 戸籍謄本, 除籍謄本及び改製原戸籍謄本

③ 住所証明情報(不登令別表 30 添付情報ロ)

クケキコ・甲山治子, 甲山一郎, 甲山昭子及び乙川和子の住民票の写し(又は住民票の除票)

④ 代理権限証明情報(不登令 7 条 1 項 2 号)

・乙川平太, 甲山一郎及び乙川和子の委任状

エ・成年被後見人甲山治子に係る登記事項証明書(別紙 4)

2番目(ウ, ク, エ, キ)

① 登記原因証明情報(不登法 61 条, 不登令別表 22 添付情報)

ウ・甲山昭子の法定相続人を特定することができる戸籍の全部事項証明書, 戸籍謄本, 除籍謄本及び改製原戸籍謄本

キ・甲山昭子の住民票の除票(本籍及び死亡時の住所の記載あり)

② 住所証明情報(不登令別表 30 添付情報ロ)

ク・甲山治子の住民票の写し

③ 代理権限証明情報(不登令 7 条 1 項 2 号)

・乙川平太の委任状

エ・成年被後見人甲山治子に係る登記事項証明書(別紙 4)

【MEMO】

第 2 欄について

登記申請順序の検討

第 2 欄

(1)

登記の目的	共有者全員持分全部移転	
申 請 事 項	登記原因 及びその日 付	平成30年5月10日売買
等	上記以外の 申請事項等	権利者 株式会社カガワソーラー 義務者 甲山治子, 甲山一郎, 乙川和子
添付情報	ヌ, ス, チ, ツ, テ, ヘ, ヒ(民事大介の同意書), エ	

(2) (X) の欄に記載すべき事実・法律行為

<ul style="list-style-type: none"> ・売主甲山治子(代理人乙川平太), 甲山一郎, 乙川和子は, 平成30年4月25日株式会社カガワソーラーに対して, 上記 1(4)の不動産を売却した。 ・本件売買契約には, 買主が売主に売買代金全額を支払った時に, 買主に所有権が移転する旨の特約がある。 ・平成30年5月10日, 買主が売主に売買代金の全額を支払った。 ・本件売買契約について後見監督人民事大介の同意は得られている。 ・よって, 平成30年5月10日, 売主から買主に本件不動産の所有権が移転した。

＜問題文の要約＞

別紙 1(甲土地の登記記録)

解答第 1 欄の登記をしたことにより、甲土地は、甲山治子、甲山一郎及び乙川和子の共有となっている。

事実関係 12～17 及び別紙 5, 6

1. 平成 30 年 4 月 25 日、甲土地の共有者全員（甲山治子、甲山一郎及び乙川和子）は、株式会社カガワソーラーとの間で、甲土地の売買契約を締結している（事実関係 12）。
2. 本件売買契約には、買主が売主に売買代金全額を支払った時に、買主に所有権が移転する旨の特約があり（別紙 5）、平成 30 年 5 月 10 日、売買代金が完済されている（事実関係 14）。
3. なお、売買の目的である不動産が被後見人の居住用不動産である場合には、家庭裁判所の許可を要するところ、本問における売買の目的である不動産は、被後見人の非居住用の不動産であるので（事実関係 5, 6）、家庭裁判所の許可を要しない。
4. 甲山治子については、乙川平太が成年後見人に就任しているので（事実関係 4）、乙川平太が法定代理人として売買契約をしていることになる。また、この成年後見については、民事大介が成年後見監督人に就任しているので（事実関係 4）、不動産の売買につき、この者の同意が必要となるところ、この者の同意は得られている（事実関係 13）、

①平成 30 年 5 月 10 日売買を登記原因とする共有者全員持分全部移転の登記を申請する。

添付情報の検討

1番目(ヌ, ス, チ, ツ, テ, ハ, ヒ(民事大介の同意書), エ)

① 登記原因証明情報(不登法 61 条)

ヌ・登記原因証明情報(別紙 6)

② 登記識別情報(不登法 22 条)

ス・甲山治子, 甲山一郎及び乙川和子の甲土地の甲区 2 番, 3 番の登記識別情報

⇒ 平成 30 年 4 月 16 日付の相続の登記の申請により通知されたもの

③ 印鑑証明書(不登令 18 条 2 項)

チツテ・乙川平太, 甲山一郎及び乙川和子の印鑑証明書

④ 同意証明情報(不登令 7 条 1 項 5 号ハ)

ヒ・登記原因につき第三者の許可, 同意又は承諾を証する情報及び当該情報の作成者の印鑑に関する証明書(民事大介のもの)

⑤ 代理権限証明情報(不登令 7 条 1 項 2 号)

・株式会社カガワソーラーの代表者, 乙川平太, 甲山一郎及び乙川和子の委任状

エ・成年被後見人甲山治子に係る登記事項証明書(別紙 4)

⑥ 会社法人等番号(不登令 7 条 1 項 1 号イ)

ハ・株式会社カガワソーラーの会社法人等番号

【MEMO】

第3欄について

第3欄

(1)

登記の目的		地上権設定
申請事項等	登記原因及びその日付	平成30年5月25日設定
	上記以外の申請事項等	目的 太陽光発電施設所有 範囲 東京湾平均海面の上25・50メートルから上3・50メートルの間 存続期間 252か月 地代 1平方メートル当たり年120円 支払時期 毎年12月末日 地上権者 株式会社サンエネルギー 設定者 株式会社カガワソーラー
添付情報		ネ.セ.ト.ヘ.ホ.ヒ(株式会社A電力開発のもの)
登録免許税額		金3700円

(2)

登記の目的		2番地上権根抵当権設定
申請事項等	登記原因及びその日付	平成30年5月25日設定
	上記以外の申請事項等	極度額 金5,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 香川市四谷229番地 株式会社サンエネルギー 香川市赤坂29番地 株式会社カガワソーラー 根抵当権者 株式会社B銀行(取扱店 香川支店) 設定者 株式会社サンエネルギー
添付情報		ノ.ソ.ホ.ム
登録免許税額		金20万円

<問題文の要約>

事実関係 18～20 及び別紙 7, 8

1. 平成 30 年 5 月 25 日、甲土地の所有者である株式会社カワソーラーは、株式会社サンエネルギーとの間で、区分地上権の設定をしている（事実関係 18）。

そして、区分地上権を設定する場合において、第三者がその土地の使用または収益をする権利を有するときは、その権利を有するすべての者の承諾を要し、本問では、甲土地の乙区 1 番で地役権設定の登記がされているところ、当該地役権者の承諾も得られている。

2. 次に、同日、当該区分地上権を目的として、根抵当権の設定がされている（事実関係 19）。地上権を目的として根抵当権を設定することができ、区分地上権であっても同様に設定することはできる。よって、地上権根抵当権設定の登記を申請することになる。

⇒①**地上権設定の登記を申請する。**

②**2 番地上権についての根抵当権設定の登記を申請する。**

添付情報の検討

1番目(ネ, セ, ト, ヘ, ホ, ヒ(株式会社A電力開発のもの))

① 登記原因証明情報(不登法 61 条)

ネ・地上権設定契約書(別紙 7)

② 登記識別情報(不登法 22 条)

セ・株式会社カガワソーラーの甲土地の甲区 4 番の登記識別情報

⇒ 平成 30 年 5 月 10 日付の売買の登記の申請により通知されたもの

③ 印鑑証明書(不登令 18 条 2 項)

ト・株式会社カガワソーラーの印鑑証明書

④ 承諾証明情報(不登令 7 条 1 項 5 号ハ)

ヒ・登記原因につき第三者の許可、同意又は承諾を証する情報及び当該情報の作成者の印鑑に関する証明書(株式会社A電力開発のもの)

⑤ 代理権限証明情報(不登令 7 条 1 項 2 号)

・株式会社サンエネルギーの代表者及び株式会社カガワソーラーの代表者の委任状

⑥ 会社法人等番号(不登令 7 条 1 項 1 号イ)

ヘホ・株式会社サンエネルギー及び株式会社カガワソーラーの会社法人等番号

2番目(ノ, ソ, ホ, ム)

① 登記原因証明情報(不登法 61 条)

ノ・根抵当権設定契約証書(別紙 8)

② 登記識別情報(不登法 22 条)

ソ・株式会社サンエネルギー甲土地の乙区 2 番の登記識別情報

⇒ 平成 30 年 5 月 25 日付の地上権設定の登記の申請により通知されたもの

③ 代理権限証明情報(不登令 7 条 1 項 2 号)

・株式会社B銀行の代表者及び株式会社サンエネルギーの代表者の委任状

④ 会社法人等番号(不登令 7 条 1 項 1 号イ)

ホム・株式会社B銀行及び株式会社サンエネルギーの会社法人等番号

登録免許税の検討

1 番目

1. 課税価額

不動産の価額が課税価格となる。

・**37万5,600円 ⇒ 37万5,000円**

※ 1,000円未満の端数は切り捨てる(国税通則法118条1項)。

2. 登録免許税

課税価格に1000分の10を乗じた額となる(登免法別表1.1.(3)イ)。

・**37万5,000円×1000分の10=3,750円 ⇒ 3,700円**

※ 100円未満の端数は切り捨てる(国税通則法119条1項)。

2 番目

1. 課税価格

極度額が課税価格となる。

・**5000万円**

2. 登録免許税

課税価格に1000分の4を乗じた額である(登免法別表1.1.(5))。

・**5000万円×1000分の4=20万円**

あなたの熱意 辰巳の誠意

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690（代表）

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400（代表）

京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066（代表）

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F
TEL052-588-3941（代表）

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル8F
TEL092-726-5040（代表）

岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館 8階
穴吹カレッジキャリアアップスクール内 TEL086-236-0335